

○安来市空き家改修事業補助金交付要綱

令和4年3月8日

告示第40号

改正 令和5年3月31日告示第55号の5

(目的)

第1条 市は、市内に所在する空き家を有効活用し、移住及び定住の促進による地域の活性化を図るため、空き家バンクに登録された空き家の改修を行う者に対し、安来市空き家改修事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等については、安来市補助金等交付規則（平成16年安来市規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 安来市空き家情報登録制度実施要綱（平成26年安来市告示第27号。以下「実施要綱」という。）第4条第2項の規定により空き家バンクに登録された空き家をいう。
- (2) 所有者 空き家に係る所有権又は売買若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 入居者 実施要綱第7条第2項の規定により登録された空き家バンク利用希望者のうち、所有者と空き家の売買契約又は賃貸借契約を締結したもので、当該空き家に住所を移し、3年以上居住する見込みのあるものをいう。
- (4) U・Iターン者 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 現に市内に住所を有しない者であって、市外に引き続き5年以上住所を有するもの
 - イ 市内に住所を有して3年を経過しない者であって、当該市内に住所を有する前に市外に引き続き5年以上住所を有したもの
- (5) 残存家財 安来市空き家情報登録制度に登録がある物件において、使用されず放置された状態の電化製品、家具、食器、寝具その他の家財道具をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 空き家の入居者で、当該空き家を改修するもの
- (2) 空き家の所有者で、入居者がいる当該空き家を改修するもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者（当該者の同居人を含む。）は、補助対象者としない。

- (1) 過去にこの告示による補助金の交付を受けた者
- (2) 市税（市外の者にあっては、その者に係る市区町村民税）の滞納がある者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者
- (4) 売買又は賃貸借の契約の相手方が3親等内である者

(補助対象事業)

第4条 補助金交付の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 空き家の改修内容が、住宅の機能向上のために行う修繕、模様替え又は設備の改善であること。
- (2) 空き家の改修は、売買契約又は賃貸借契約の締結日から起算して1年内に行うものであること。
- (3) 残存家財の処分においては、一般廃棄物処理業の許可を受けているものに委託して処分することであること。
- (4) 補助金の交付を申請した日の属する年度内に事業の完了が見込まれることであること。
- (5) 過去にこの告示による補助金の交付を受けた空き家に係る改修でないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、空き家の改修に要する経費から国、県又は市の他の補助制度による補助金等の額を控除した額を補助対象経費とし、その2分の1以内の額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）と

する。ただし、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額を限度とし、予算の範囲内で交付するものとする。

- (1) 空き家の所有者が、入居者がいる当該空き家を改修する場合 50万円
- (2) 空き家の入居者が市内在住者であって、当該空き家を改修する場合 50万円
- (3) 空き家の入居者がU・Iターン者であって、当該空き家を改修する場合 100万円

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、空き家改修事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 空き家の売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- (2) 改修工事設計図
- (3) 改修工事見積書
- (4) 改修工事を行う予定箇所の写真
- (5) 賃借人にあっては、改修工事に係る空き家の所有者の承諾書の写し
- (6) 入居者にあっては、世帯全員の住民票の写し
- (7) 市税の滞納がない旨を証明する書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

(変更交付申請等)

第7条 規則第10条第1項の規定による申請は、空き家改修事業補助金変更・中止(廃止)申請書(様式第2号)によるものとし、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 改修工事設計図
- (2) 改修工事見積書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第8条 補助金交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、事業が完了(補助金交付の決定を受けて改修を行った空き家(以下「対象住宅」という。)に住所を移し入居することをいう。)したときは、その日(以下「事業完了日」

という。)から30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに空き家改修事業完了報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 改修工事に係る領収書及び内訳書の写し
- (2) 改修工事を行った箇所の写真
- (3) 入居者にあっては、世帯全員の対象住宅の住所における住民票の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(活用状況報告等)

第9条 補助事業者は、事業完了日の属する月から3年間、毎年の対象住宅の活用状況を、当該年度の末日までに空き家改修事業活用状況報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添付して市長に報告しなければならない。

- (1) 入居者にあっては、世帯全員の住民票の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 対象住宅を事業完了日から3年以内で取り壊し、又は売却したとき。
- (2) 対象住宅に入居している全ての者が、事業完了日から3年以内で転出し、又は転居したとき(対象住宅を空き家バンクに登録する場合を除く。)。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金交付の決定又は交付を受けたとき。
- (4) 補助金交付の決定の内容、これに付した条件若しくは法令又はこの告示に違反したとき。

(書類の保存)

第11条 補助事業者は、補助金の收支状況を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了日から5年間整備保存しなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第9条、第10条及び第11条の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

附 則（令和5年3月31日告示第55号の5）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。